



くろーばーを利用するために

(児童発達支援・放課後等デイサービス※)
※は児童福祉法で定められた法定サービスです。



<ご家族>

<障がい福祉課・相談支援事業所>



面談
ひなた

見学
くろーばー

サービス等支給申請
逗子市役所 1階 障がい福祉課

- ・申請書類の記入や**勤案事項**(お子さんのこれまでの成長、日ごろの様子、くろーばーの利用目的や日数など)の聴き取りがあります。
- ・**相談支援事業所**をご紹介します。

インテーク
くろーばー

契約
くろーばー

くろーばー利用

障害児支援利用計画案作成
相談支援事業所

- ・必要なサービスを組み合わせた生活全体の**プラン**をご家族と一緒に作成します。
- ・計画案は、ご家族が確認のうえ、**署名**をしていただきます。その後相談支援事業所が市へ直接提出します。

印鑑とひなたファイル、保護者とお子さんの**マイナンバー**が確認できる書類をお持ちください。

サービス等の支給決定
障がい福祉課

- ・市がサービスの必要性を判断し、**支給決定**を行います。
- ・支給期間は**原則1年間**です。更新は障がい福祉課にて手続きをしていただきます。

サービスの支給決定通知書及び**受給者証**がご自宅に郵送されます。

サービス担当者会議
相談支援事業所

- ・担当者会議後、ご家族に**確認・署名**いただき、正式に**障害児支援利用計画**が作成されます。

保護者の**印鑑・受給者証**、支給決定時に交付された**障害児支援利用計画**をお持ちください。

- ・くろーばーでもご家族と一緒に、**個別支援計画**を作成します。
- ・ご利用までに**申請から約2週間から1カ月**かかります。

利用者負担

くろーばーを利用するにあたって、児童福祉法に基づく利用者負担があります。
受給者証を取得することで、次のとおり1割の自己負担でサービスが受けられます。

<利用者負担額>

児童発達支援	800円程度/日
放課後等デイサービス	

*このほかにおやつ代や教材費などの実費が必要になる場合もあります。

<利用者負担の軽減>

世帯の収入状況	負担上限月額
市民税非課税世帯	0円
市民税課税世帯（市民税所得割28万円未満）	4,600円
市民税課税世帯（市民税所得割28万円以上）	37,200円

*なお、同一世帯に2人以上のお子さんがある場合、高額障害福祉サービス等給付費の支給や多子軽減措置などにより、さらに負担が軽減される場合があります。

詳しくは障がい福祉課までお問い合わせください（電話：046-873-1111 内線222）

*その他、ご不明の点がございましたら、逗子市こども発達支援センターまでお問合せください。（電話：046-872-6051）

相談支援事業所の連絡先

事業所名	電話番号
支援センター 凧	046-870-5280
湘南クリエイティブサービス	046-853-7016
ラブ・ワン	046-870-1011
ぷらむ	046-861-8291